

## よくある質問 Q&A

- 1 AED を使用した場合の消耗品（パッド）や AED が破損した場合の補償（物的）  
回答：自主的な協力により、成り立つ制度のため、協力事業所の皆様から御負担していただくこととなります。ただし、AED パッドは、必要に応じて消防本部が負担いたします。費用負担の該当となる協力事業所は、AED を自費購入した事業所及び AED をレンタル・リース契約している事業所のうち、救命目的で使用した AED パッドを自費負担する契約になっている事業所となります。
- 2 事故発生時の保障（人的補償）  
回答：新潟県市町村総合事務組合消防団等公務災害補償条例による消防団員等公務災害補償等共済基金を適応します。ただし、この補償は協力事業所が A E D を持参し現場に向かう途中の補償はないため、現場に向かう場合は事故等に合わないよう注意する必要があります。
- 3 曜日や時間帯により協力できない場合等  
回答：協力事業所の都合により、協力できない曜日や時間帯等がある場合は、協力可能な範囲で登録していただきます。  
本事業を行う前には、消防本部から協力施設の緊急連絡先へ確認を取ります。連絡が取れない場合は、本事業は行いません。
- 4 AED を届ける、または貸出しする範囲  
回答：協力事業所から半径約 1 0 0 m 以内を範囲と考えております。
- 5 貸出した AED の返却方法  
回答：貸出した場合は、現場に出動した消防職員等が返却します。現場に届けていただいた場合は、AED 使用后、持ち帰っていただきます。
- 6 協力の連絡が来る時は、どのような場合か  
回答：屋内（一般住宅含）屋外問わず、病気が原因の心停止が疑われ、（交通事故や怪我等を除く）倒れたところを目撃された救急事案です。ただし、AED を現場に届けて処置していただくのは、屋外のみとなります。